

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

令和 7 年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和7年11月26日会議提出議案一覧表

議案第40号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）	・・・別冊
議案第41号	令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）	・・・別冊
議案第42号	令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第43号	令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第44号	令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第45号	令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第46号	令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）	・・・別冊
議案第47号	令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第48号	鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について	・・・1
議案第49号	鳥羽市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	・・・4
議案第50号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について	・・・17
議案第51号	鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	・・・19
議案第52号	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	・・・34
議案第53号	鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・37
議案第54号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・39
議案第55号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・41
議案第56号	鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約について	・・・44

議案第 48 号

鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定について
鳥羽市観光まちづくり基金条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

将来にわたる観光まちづくり施策の推進に資するため、地方自治法第 241 条
第 1 項の規定に基づく基金を設置したく、本提案とするものである。

鳥羽市観光まちづくり基金条例

(設置)

第1条 本市は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくり施策の推進に資するため、鳥羽市観光まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度徴収した宿泊税のうち予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

- (1) 宿泊客の満足度向上に資する施策の推進
- (2) 観光客の受入体制の強化（観光基盤の整備を含む。）
- (3) 景観及び地域資源等の保全・活用
- (4) 観光関連団体の組織強化
- (5) 宿泊税の周知及び賦課徴収に要する費用

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

鳥羽市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

鳥羽市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように定める。

令和 7 年 11 月 26 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の改正
に伴い、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるため、本
提案とするものである。

鳥羽市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧

告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際

に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒

が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をい

う。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以 上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設

		けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事

故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人としてすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われて

いる乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）
- （3） 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 50 号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第1項中「まっ消する」を「抹消する」に改め、同項第5号中「まっ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第2項中「まっ消した」を「抹消した」に、「印鑑登録まっ消通知」を「印鑑登録抹消通知」に改める。

第14条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員等に係る旅費の規定を見直したく、本提案とするものである。

鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第8条」に、「第13条—第25条」を「第9条—第20条」に、「第26条」を「第21条」に、「第27条—第29条」を「第22条—第24条」に改める。

第2条第3号中「勤務場所」の次に「（任命権者又は任命権者に代わって専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第5号中「扶養親族」を「家族」に改め、同条第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第5項及び第6項中「扶養親族」を「家族」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の定めるところにより当該職員に対し出張命令の専決権を有する者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」

という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第4項中「旅行命令票」の次に「（以下「旅行命令簿等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記録又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項中「普通旅費の種類」を「旅費の種目」に、「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第6項及び第7項を次のように改める。

- 6 宿泊費は、第13条に規定する額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給する。

第6条に次の6項を加える。

- 7 包括宿泊費は、第14条に規定する額により支給する。
- 8 宿泊手当は、旅行における宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、第17条に規定する額により支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

第 7 条を削る。

第 8 条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第 9 条から第18条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条を第 7 条とする。

第 9 条から第11条までを削る。

第12条第 1 項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅行に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同条を第 8 条とする。

第 2 章中第13条の前に次の 4 条を加える。

（鉄道賃）

第 9 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 急行料金

（3） 寝台料金

（4） 座席指定料金

（5） 特別車両料金

（6） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合には、この限りでない。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2

号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあっては、公務上特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第13条から第18条までを次のように改める。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額による。

2 規則で定める特別の事情により前項の基準額を超える場合には、前項の規定にかかわらず宿泊に要した実費額を支給する。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜あたり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号の規定に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の住居地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第23条までを削り、第24条を第19条とする。

第25条第3項中「第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする」を「職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする」に改め、同項後段を削り、同

条を第20条とする。

第26条中「国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める額とする」を「第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、その種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その内容及び額は、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める」に改め、第3章中同条を第21条とする。

第4章中第27条を第22条とし、第28条を第23条とし、第29条を第24条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000 円
青森県	11,000 円
岩手県	9,000 円
宮城県	10,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	8,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	10,000 円
群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円

千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円

和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円
島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円
山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円

別表第 2 及び別表第 3 を削る。

（鳥羽市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第2条 鳥羽市証人等の実費弁償に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費	包括宿 泊費	日当 （1日につき）	
鳥羽市職員等の旅費に関する条例に定める額						学識経 験者	12,000円
						その他 の者	6,100円

（鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の額は、別表のとおりとする」を「については、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

宿泊費	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	北海道	18,000 円
	青森県	15,000 円
	岩手県	13,000 円

	宮城県	14,000 円
	秋田県	15,000 円
	山形県	14,000 円
	福島県	11,000 円
	茨城県	15,000 円
	栃木県	14,000 円
	群馬県	14,000 円
	埼玉県	27,000 円
	千葉県	24,000 円
	東京都	27,000 円
	神奈川県	22,000 円
	新潟県	22,000 円
	富山県	15,000 円
	石川県	13,000 円
	福井県	14,000 円
	山梨県	17,000 円
	長野県	15,000 円
	岐阜県	18,000 円

	静岡県	13,000 円
	愛知県	15,000 円
	三重県	13,000 円
	滋賀県	15,000 円
	京都府	27,000 円
	大阪府	18,000 円
	兵庫県	17,000 円
	奈良県	15,000 円
	和歌山県	15,000 円
	鳥取県	11,000 円
	島根県	13,000 円
	岡山県	14,000 円
	広島県	18,000 円
	山口県	11,000 円
	徳島県	14,000 円
	香川県	21,000 円
	愛媛県	14,000 円
	高知県	15,000 円

	福岡県	25,000 円
	佐賀県	15,000 円
	長崎県	15,000 円
	熊本県	20,000 円
	大分県	15,000 円
	宮崎県	17,000 円
	鹿児島県	17,000 円
	沖縄県	15,000 円
船賃	1 運賃の等級を 4 階級又は 3 階級に区分する船舶により移動する場合は、2 等級の運賃 2 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶により移動する場合は、1 等級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶により移動する場合は、その実費	

（鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 4 条 鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「額とする」を「もののほか、一般職の職員の例による」に改め、同条ただし書を削る。

（鳥羽市消防団条例の一部改正）

第 5 条 鳥羽市消防団条例（昭和 47 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「別表第 3 の旅費を支給する」を「その旅行について、費用弁償として旅費を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項中「に

定めるもののほか団員に支給する旅費」を「の規定により支給する旅費の種目、内容及び額」に改める。

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の鳥羽市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前の鳥羽市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例等の一部改正について

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の
整備等に関する内閣府令の施行等により、所要の改正をしたく、本提案とするも
のである。

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「自己研鑽^{さん}」を「自己研さん」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下のこの項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児	利用乳幼児に対する利用開始時の
------------------	-----------------

(以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

（鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「自己研鑽^{さん}」を「自己研さん」に改める。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 11 月 26 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

加茂地区における放課後児童クラブの新設に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第2条の表に次のように加える。

放課後児童クラブどんぐり	鳥羽市岩倉町10番地5	40人
--------------	-------------	-----

第3条中「小学校に就学する1年生から3年生までの児童を原則とし」を「小学校に就学している児童であって」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

消防団員の定数を実情に合わせた組織体制に再編成するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「490人」を「450人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29条の7）

」を「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2―第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 5 6 号

鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を志摩市磯部町迫間 2 2 番地から志摩市磯部町山田 8 0 0 番地に変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を変更するため、議会の議決を得たく、本提案とするものである。

鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約

鳥羽志勢広域連合規約（平成 11 年三重県指令南企第 2-85 号）の一部を次のよう
に変更する。

第 6 条中「志摩市磯部町迫間 22 番地」を「志摩市磯部町山田 800 番地」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。